前橋市潜在保育士就職支援金支給要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、保育士資格を有する者が、ぐんま保育士就職支援センター（以下「センター」という。）を通じて、前橋市内の保育施設等に保育士として勤務した場合に就職支援金を支給することにより、保育施設等への就職を広く促し、前橋市内における保育人材の確保や職場定着を図るため、潜在保育士への就職支援金の支給について、必要な事項を定めるもの。

（定義）

第２条　この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 潜在保育士　保育士資格を有する者で、勤務開始前１年以内に市内外の保育施設等で勤務をしていない者をいう。

(2) 保育施設等　次に掲げる施設等をいう。

ア　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第３５条第３項の規定により設置する保育所

イ　法第７条に規定する保育所であって、法第３５条第４項の認可を受けた保育所

ウ　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項の規定にする認定こども園

エ　学校教育法（昭和２２年法律第２１６号）第１条に規定する幼稚園のうち、教育時間の終了等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園

オ　法第３５条第４項の認可を受けていない保育所であって、法第５９条の２に基づき、本市に設置届出をしている保育所

カ　法第６条の３第９項に規定する家庭的保育事業であって、法第３４条の１５第２項の認定を受けたもの

　　キ　法第６条の３第１１項に規定する居宅訪問型保育事業

　　ク　法第６条の３第１２項に規定する事業所内保育事業

ケ　法第６条の３第１３項に規定する病児保育事業であって、法第３４条の１８第１項の規定による届出を行ったもの

　　コ　法第６条の３第７項に規定する一時預かり事業

サ　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第５９条の２第１項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成２８年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成２８年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第２の１に定める企業主導型事業

（支給対象者）

第３条　就職支援金の支給対象者は、保育士資格を有する者で、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。ただし、センターが就労支援の一環として実施する短期間職業体験は、次の各号にある「勤務」には含めないものとする。

(1) センターで求職登録を行い、センターの就労支援等を受けて、令和６年４月１日以後に前橋市内の保育施設等で勤務を開始したこと。

(2) 勤務開始前１年以内に市内外の保育施設等で勤務をしていないこと。

(3) 勤務開始日において保育士登録証の交付を受けてから１年以上経過していること。

(4) 週当たりの勤務時間が２０時間以上の雇用契約であること。

(5) 保育士としての勤務開始の日から同一の施設（運営者が同じ保育施設等を含む。）で６か月以上経過していること。

(6) 過去にこの要綱に基づく就職支援金の支給を受けていないこと。

（就職支援金の額等）

第４条　就職支援金の額は、１人につき５万円とする。

２　就職支援金の支給は、１人につき１回とする。

（支給申請）

第５条　就職支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、前橋市潜在保育士就職支援金支給申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 保育士登録証の写し

(2) 在職証明書（様式第２号）

(3) ぐんま保育士就職支援センター就労支援証明書（様式第３号）

２　前項の規定による申請の期限は、別表に定めるとおりとする。

（支給決定等）

第６条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、申請内容について確認を行い、就職支援金の支給を決定したときは前橋市潜在保育士就職支援金支給決定通知書（様式第４号）により、支給しないことを決定したときは前橋市潜在保育士就職支援金不支給決定通知書（様式第５号）により、申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により就職支援金の支給を決定したときは、支給を決定した日から１か月以内に就職支援金を申請者が指定する口座に現金を振り込む方式又は申請者が利用登録する電子地域通貨（めぶくpayアプリ）に電子地域通貨（ポイント）を付与する方式のいずれかの方式により支給するものとする。

（支給決定の取消し等）

第７条　市長は、前条第１項の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、就職支援金の支給決定を取消すことができる。

(1) この要綱の内容に違反したとき。

(2) 偽りその他の不正な手段により支給決定又は支給を受けたとき。

２　市長は、前項の規定により就職支援金の支給を取り消した場合において、既に就職支援金を支給しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

　　　附　則

この要綱は、令和６年６月１日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

別表（第５条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務開始日 | 申請の期限 |
| ４月１日から５月３１日までの者 | １２月１５日まで |
| ６月１日から８月３１日までの者 | 翌年３月１０日まで |
| ９月１日から１２月３１日までの者 | 翌年７月１５日まで |
| 翌年１月１日から３月３１日までの者 | 翌年１０月１５日まで |